

# 利益相反ワーキング・グループ 報告書

平成14年11月

科学技術・学術審議会  
技術・研究基盤部会  
産学官連携推進委員会  
利益相反ワーキング・グループ

## はじめに

<b>1 . 利益相反とは何か.....</b>	<b>2</b>
(1) 利益相反とは何か（概念整理） .....	2
① 産学官連携の推進と利益相反 .....	2
② 米国における議論の背景と概念整理 .....	3
③ 本報告書における概念整理 .....	4
④ 法令違反と利益相反との相違 .....	6
(2) 利益相反がなぜ問題なのか（問題の所在） .....	7
① 利益相反と大学のインテグリティ .....	7
② 米国における議論の経緯 .....	7
③ 我が国における状況 .....	8
<b>2 . 利益相反への対応に関する基本的な考え方 .....</b>	<b>10</b>
(1) 大学が利益相反に取り組む目的 .....	10
(2) 教育上の責任の重要性 .....	10
(3) 対象者の範囲 .....	11
(4) どのようなアプローチをとるか .....	11
(5) 個人としての利益相反に関するマネジメント・システムの枠組み .....	12
(6) 各大学における利益相反ポリシーの作成 .....	13
(7) コンプライアンス（法令遵守）等との関係 .....	14
<b>3 . 個人としての利益相反に対応するための学内システムの在り方 .....</b>	<b>16</b>
(1) 学内システムのモデル例（米国の例を参考に） .....	16
(2) 学内の体制整備 .....	18

<b>4 . 責務相反等</b> .....	<b>19</b>
(1) 責務相反について.....	<b>19</b>
① 国立大学について .....	<b>19</b>
② 公私立大学について .....	<b>20</b>
(2) 国立大学法人における倫理規程の在り方.....	<b>21</b>
<b>5 . 大学（組織）としての利益相反</b> .....	<b>22</b>
(1) 具体的場面.....	<b>22</b>
(2) 対応の方向性.....	<b>22</b>
<b>6 . 大学の取組の促進</b> .....	<b>23</b>

## はじめに

知の時代に入り、我が国の知の基盤を支える大学の役割はますます重要となっている。産学官連携の一層の推進だけでなく、大学の多様な知的活動を通じた社会貢献への期待、さらには大学の在り方そのものに対する社会の関心も、これまでになく高まっている。

一方、産学官連携が進み、技術移転の推進や兼業の規制緩和等により民間企業と大学・教職員との関係が深化してきたことにより、大学の教育・研究への影響に配慮する必要性も一層高まりつつある。

これからの大学には、我が国の「科学技術創造立国」の実現に健全に寄与するための基礎として、自らのインテグリティ（社会的信頼）を確保しつつ、社会への説明責任を十分に果たすことにより、産学官連携の推進に伴う懸念を払拭していくことが求められているのである。

特に、国立大学については平成16年度に法人化を控えている。法人化により国立大学に関する予算・組織・人事等に関する規制は大幅に縮小し、国立大学法人はこれまで以上に弾力的に産学官連携活動を推進することが可能になる。それとともに、各大学は独自の教育・研究の基本理念や目標を自ら明確にし、組織として産学官連携や技術移転にどのように取り組んでいくかを明らかにすることが求められる。

本報告書は、今後、我が国の大学が産学官連携や技術移転を進めていく上で避けることのできない、利益相反（責任ある地位にいる者の個人的な利益と当該責任との間に生じる衝突）と呼ばれる課題への対応について、基本的な考え方を整理し、各大学が検討する際の参考となる資料を提示するものとして作成した。

利益相反への対応としては、金銭的情報の開示により学内での透明性を高めると同時に、各大学の基本理念に照らし、インテグリティ保持の観点から特に必要性が高い場合には何らかの対処を行うことが必要と考えられる。ただし、具体的な利益相反にいかに対処するかという点に関しては、大学ごとのポリシーに依存するものであり、また、事例に応じて様々な選択肢が可能である。本ワーキング・グループでも一つの事象に対し様々な評価・見解が示された。

従って、本報告書では、利益相反事例に対する対処のルール化ではなく、学内においていかなるマネジメント・システムを設けるべきか、という点に議論の焦点を絞り、一つのモデルとなるべきマネジメント・システムの在り方を提案することとした。各大学においては、まずそれぞれの教育・研究に対する基本理念と産学官連携の方針を明確にした上で、それらの方針のもとに、独自の利益相反ポリシーとマネジメント・システムを構築することを強く期待するものである。

なお、本ワーキング・グループにおける検討の最も重要な視点は、産学官連携活動を進めている教職員個人を支え、意欲的な教職員の能力が最大限に発揮できるような環境づくりという点であった。各大学においては、本報告書の内容を参考にしつつ、新たな時代における大学と社会との関係の在り方について議論を深め、利益相反という課題にも適切に対処することにより、大学としての使命を全うしながら「科学技術創造立国」の実現に貢献するための一助としていただきたい。

## 1. 利益相反とは何か

### (1) 利益相反とは何か (概念整理)

#### ① 産学官連携の推進と利益相反

我が国の大学は、従来、教育・研究を伝統的使命とし、優れた人材の養成と学術研究の発展への貢献を通じ、我が国のみならず人類全体の社会・経済・文化等の充実発展に大きく貢献してきた。今後の社会・経済の更なる高度化・複雑化や国際社会の進展、生涯学習需要の高まり等に伴い、大学は、教育・研究の質の高度化への要請や社会の需要の一層の多様化等に適切に応えるとともに、長期的観点に立った教育・研究の展開によって社会をリードしていくという重要な役割を担っている。

教育・研究活動を通じた長期的観点からの社会貢献に加え、新たな「知」の時代を迎えた今日、大学には自らの研究成果を社会との日常的連携を通じて活用することにより積極的に社会に貢献することが一層強く求められている。特に、新技術・新産業の創出による我が国経済の活性化が重要な課題となっている現在、産学官連携を通じた大学の研究成果の社会還元への期待はこれまでになく高まっている。

産学官連携は教育・研究の成果を社会貢献に活かすための一形態であり、大学が産学官連携を通じて研究成果の社会還元を進めることは、大学がその存在理由を明らかにし、大学に対する国民の理解と支援を得るという観点からも重要である。

しかし、真理の探究を目的とし、人類共有の財産とするための研究成果の公表を原則とする大学と、利益追求を目的とし、営業上の秘密を競争の源泉の一つとする企業とは、もとよりその基本的な性格や役割を異にしている。産学官連携を進める上では、大学や教職員が特定の企業等から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲での責務を負うことは当然に想定され、また、妥当なことである一方で、このような両者の性格の相違から、教職員が企業等との関係で有する利益や責務が大学における責任と衝突する状況も生じうる。このような状況がいわゆる「利益相反 (conflict of interest)」といわれるものである。

例えば、特許の実施契約や教員による技術指導は産学官連携の基本的な活動形態の一つであり、実施料収入や兼業報酬といった形で教員個人が金銭的利益を得るのが通常であるが、たとえ、当該教員が正当に大学の職務を遂行していたとしても、特定の企業から金銭的利益を得ているために、社会から疑念を抱かれる可能性も否定できない。「研究テーマが当該企業の利益のために設定される等学術研究上の有意性に欠けるのではないか」「当該企業に有利なデータ収集等がなされる等研究の客観性に欠けるのではないか」「研究結果が正当に社会に公表されずに学術研究の進展を妨げているのではないか」等である。また、その施設設備や研究経費等、活動の基底部分を公的資金によって支えられている教員が、社会的利益を圧迫してまで多額の個人的利益を得ることについて、必ずしも全ての国民の理解を容易に得られる訳ではない。産学官連携の成功により教員が得る利益が多額になればなるほど、課題は一層深刻に感じ

られるであろう。学生が参加している場合には、教育上の責任について問われる可能性もある（狭義の利益相反の問題）。

また、教員が企業の役員や技術指導等の兼業活動を行っている場合には、このような企業の業務に関する責任を優先したために、休講が多い、あるいは研究室に不在がちで学生への対応が不十分、といった問題が生じる可能性もある。教員が兼業として行う企業役員の職務やコンサルティング活動等は大学の職務外の行為（いわば「副業」）であり、このような兼業活動を理由として大学の職務に支障が生じることは回避しなければならない（責務相反の問題）。

利益相反とは、このように教職員や大学の産学官連携活動に伴い日常的に生ずる状況のことであり、適切な対応を怠れば、場合によっては大学のインテグリティ (integrity)<sup>1</sup>を害し、ひいては大学の教育研究活動を阻害するおそれがある。大学が自らのインテグリティを保持しながら産学官連携を通じて社会貢献という使命をも果たしていくためには、利益相反に関する適切な対応が不可欠である。

## ② 米国における議論の背景と概念整理

利益相反の概念は、米国における産学官連携の進展の過程で発展してきたものである。

米国では古くから技術移転が行われていたが、特に 1980 年のバイ・ドール法<sup>2</sup>制定以来、産学官連携推進のための施策が展開され、大学は教育・研究という伝統的な使命に加え、技術移転や新産業創出といった形での新たな社会貢献を求められるようになった。その結果、大学の研究成果に基づいた新技術・新産業の創出が活発になり、90 年代における米国のハイテク産業の興隆につながったと言われる。

しかし同時に、大学と産業界の関係が密接になり、教員が企業からコンサルタント報酬や未公開株という形で個人的に金銭的利益を得たり、兼業等の外部活動において企業に何らかの責任を負うといった場面も増加した。このような大学を取り巻く状況の変化に関しては、経済発展への大学の貢献が評価される一方で、「本来の教育・研究に負（マイナス）の影響を与えるのではないか」という懸念が生じるようになった。

このような中で、大学本来の使命に対する社会の信頼を維持しつつ、社会貢献という大学の新たな役割を果たしていくための必要条件として、「利益相反」への対応の重要性が指摘されるようになり、大学関係者の間で今日までさまざまな議論がなされてきている（(2) ②参照）。

なお「利益相反」とは、一般には「責任ある地位に就いている者の個人的な利益と

---

<sup>1</sup> インテグリティ (integrity) : 我が国において定着した訳語は見出しがたいが「社会的信頼」「尊厳」「らしさ」といった意味合いで用いられる。また、マネジメント・システムを機能させるうえでの手段に着目すれば「自らを一体の統合されたものとして健全に律するさま」という意味にも捉えられる。なお、語源的意味としては「完全」「健全」。

<sup>2</sup> 1980 年に行われた米国特許法の改正の通称。政府資金により得られた研究成果を政府ではなく当該研究機関に属させることができる旨を規定。

当該責任との間に生じる衝突」<sup>1</sup>(Webster's Third New International Dictionary of the English Language Unabridged(1986))を言うものと考えられているが、産学官連携に係る利益相反の具体的な内容・範囲については各大学の利益相反ポリシー等でそれぞれ異なった記述がされており、明確な統一的定義は見出し難い状況にある。

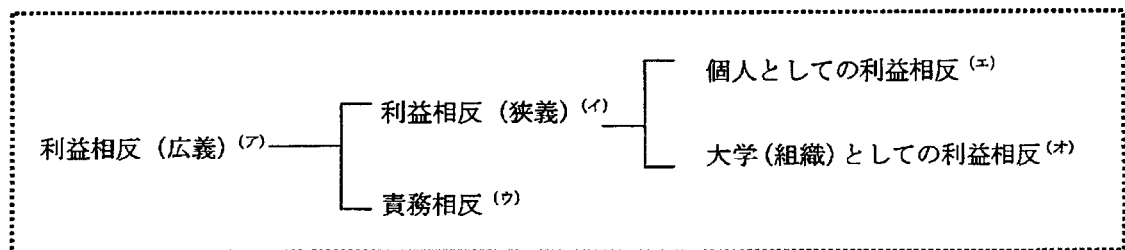
例えば、スタンフォード大学の Research Policy Handbook においては、利益相反について「その人の個人的な利益と大学における職業上の義務が競合し、客観的にみて教員が個人的な利益を優先させて活動したと思われるような時に発生する」と解説されている。

また、大学教職員が兼業する場合の兼業と本務との時間配分等の問題については、2つの「責務」が相反する問題、すなわち責務相反(conflict of commitment)と呼ばれ、利益相反と区別して論じられることが多い。

さらに、これまで米国で利益相反として論じられてきたのは、主に「教職員個人」の利益にかかわるものであるが、技術移転の活発化に伴い「大学組織」が実施料収入や株式保有に伴う利益を得る場合も増加しつつある。このような場合の利益相反は「大学(組織)としての利益相反」として、個人としての利益相反とは区別して議論される。

### ③ 本報告書における概念整理

上述のように「利益相反」という用語<sup>2</sup>には複数の意味内容が含まれているが、本報告書では、以下のように概念整理することとする。



#### ア) 広義の利益相反：

狭義の利益相反 (イ) と責務相反 (ウ) の双方を含む概念。

#### イ) 狭義の利益相反：

教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、

<sup>1</sup> 英語の原文では”a conflict between the private interests and the official responsibilities of a person in a position of trust (as a government official)”と記述されている。

<sup>2</sup> 英語で言う conflict of interest の訳語として本報告書では「利益相反」の用語を当てている。「利益相反」については、商法第 265 条等で用いられているが、そこで言う利益相反行為は取締役会の承認等一定の規制の下に置かれることが前提となっている。また、国家公務員倫理法や国家公務員倫理規程では、利益相反の語は使用されていないものの、「職員の職務との利害関係」として特定の利益相反について規定されている。本報告書でいう利益相反は、むしろ、大学(組織)における自主規制に服すべきものを中心とする。

未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

ウ) 責務相反：

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

エ) 個人としての利益相反：

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

オ) 大学(組織)としての利益相反：

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

※ 狭義の利益相反と責務相反の異同

どちらも大学における責任の遂行が問題となる点では同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反、「企業等に対して負う責任(責務)」である場合には責務相反、と区別することができる。

利益相反の概念それ自体は、「大学における責任が果たされていないこと」をさすのではない。その状態自体に問題があるというよりも、むしろ、そのような状態に大学が無関心であることによって、社会一般の目からすれば大学における責任が果たされていないかのように見えてしまい(アピアランス(appearance)<sup>1</sup>の問題)、大学のインテグリティ、すなわち大学に対する社会的信頼が損なわれるおそれがあるという点において問題となる。

なお、本ワーキング・グループでは、主に、教職員が安心して産学官連携に取り組める環境づくりという観点から検討を行った。従って、本報告書では、大学(組織)としての利益相反よりも、個人としての利益相反への対応策を中心にまとめることとする。

責務相反については、教職員の服務制度と密接に関連するが、国立大学については法人化後の制度設計がまだ検討段階にあるという事情もあり、現段階では十分な議論がなされなかった。これらの課題については、国立大学法人の具体的な制度設計に応じて、より詳細な検討を行うことが必要である。また、教職員の勤務形態や兼業制度は、大学(学校)法人の就業規則等により定められるため、各大学では、教職員の職務と責務相反の問題について十分認識を深めた上で、適切なルールを作成すべきである。

また、大学(組織)としての利益相反については、具体的には、大学が特定企業と

---

<sup>1</sup> アピアランス(appearance)とは、ある状態が生じていることが事実か否かを問わず、ある状態であるように見えて受け取られること。見かけ。利益相反の議論においては、fact(事実)と対照的な用語として使用される。



大規模な研究契約を締結する場合や大学が組織有の特許等について企業に実施権を設定する場合、TLO等に大学が出資する場合等に生じるものである。私立大学ではすでにこのような状況がみられることもあり、我が国においても重要な課題であるが、大学と産学官連携を取り巻く制度や状況の展開が急であるということもあり、本ワーキング・グループとして、限られた時間内で深く議論することはできなかった。従って、大学（組織）としての利益相反については、本報告書では問題意識と検討の方向性を指摘することにとどめるが、今後必要に応じて各大学でマネジメント・システムが検討されるよう期待するものである。

#### ④ 法令違反と利益相反との相違

利益相反は「法令違反」とは異なった概念である。法令上の規制に対する違反行為については、法令で定められた一定の制裁・責任（刑事罰、行政罰、民事上の損害賠償責任等）が課せられ、かつ、公権力（司法や行政）による強制力を伴っている。

これに対し、法令上は問題とならない利益相反は、法令上規制されていない行為を行っているにもかかわらず、周辺の状況によって、社会から「大学における責任が十分に果たされていないのではないか」と疑われる可能性がある状況である（社会的受容性の問題）。このような「状況」は、法令上直ちに問題とはならないが、社会的存在としての大学がインテグリティ、すなわち社会からの信頼を得つつ発展するために、誠実かつ適切な対応が要求されるという性質の事柄である。

なお、法令違反と利益相反との主な相違点について以下のとおり整理することも考えられる。

	法令違反への対応	利益相反への対応
責任の性質	法令上の責任（刑事罰、行政罰、民事上の損害賠償責任等）	社会に対する説明責任、社会的責任
責任の主体	規制に違反した個人・法人の責任者等	大学（組織）
違反・相反状態への対応方法	一律に回避されるべき状態	必ずしも回避する必要はなく、情報開示やモニタリング等、透明性を高めることによりマネジメント可能
判断基準	法令による一律のルール	各大学ごとのポリシーによるルール 利益相反委員会で個別に判断、多様な対応方法が可能
最終的な判断権者	裁判所	大学

## (2) 利益相反がなぜ問題なのか (問題の所在)

### ① 利益相反と大学のインテグリティ

言うまでもなく、大学の本来の使命は人材養成と学術研究である。そして、大学は、これらの機能を果たす機関として法令上の位置づけを与えられ、公的研究資金の供与や税制上の優遇措置等の公的支援を受けている。その意味において、大学は国公立を問わず、広く国民に対し、教育・研究を適切に遂行する責任を担っていると言える。

利益相反が生じている状況は、このような教育・研究に関する社会的責任が十分に果たされていないのではないかと、との社会の疑いを惹起しうる状況である。このような状況に対し大学が適切な対応を怠れば、大学のインテグリティを損ないかねず、結果として産学官連携の推進自体が阻害されるおそれがある。そのため、大学においては、利益相反がより深刻な事態に陥ることを未然に防止するとともに、社会への説明責任を果たす観点から、教育・研究上の責務が適正に果たされていることを自ら審査・実証するための、透明性の高いルールとシステムを整備することが必要となる。

### ② 米国における議論の経緯

米国では、比較的早くから技術移転と利益相反問題の重要性が認識されている。例えば1964年には、大学関係者の団体であるAAUP<sup>1</sup>とACE<sup>2</sup>が共同で「大学での政府支援研究における利益相反の防止」<sup>3</sup>という文書を出し、大学からの技術移転の重要性と、大学の主体性維持のための利益相反の重要性を指摘した。

その後、1980年のバイ・ドール法の制定を契機に、大学からの技術移転が一層活発になった。同法のもとで、大学には連邦政府の資金によって大学で生まれた特許がTLOを通じて産業界に移転されるシステムが整備され、それと共に大学関係者の間で利益相反に関する議論も並行してなされてきた。特に、90年代に入って技術移転による経済活性化が国家の優先施策として改めて強調されるようになったことを受け、より充実したガイドラインが必要との認識が高まったため、AAU<sup>4</sup> (全米大学協会) は1993年に「金銭的利益相反に関する枠組み文書」<sup>5</sup>を発行、多くの大学では現在この文書に示された枠組みにのっとり利益相反ポリシーを整備している。なお、AAUはさらに2001年に金銭的利益相反に関するガイドライン<sup>6</sup>を作成・公表している。その中では、例えば、個人としての利益相反の運用ガイドラインとして

- ・ 研究における金銭的な利益相反への対応には、大学に頑健なマネジメント・システムが必要。
- ・ 金銭的利益は相反しない場合が多く、利益相反はマネージ可能な場合が多い。

<sup>1</sup> The Council of the American Association of University Professor

<sup>2</sup> The American Council on Education

<sup>3</sup> “On Preventing Conflicts of Interest in Government-Sponsored Research at Universities”

<sup>4</sup> Association of American Universities

<sup>5</sup> “Framework Document on Managing Financial Conflicts of Interest”

<sup>6</sup> “Report on Individual and Institutional Financial Conflict of Interest” by Task Force on Research Accountability

- ・ 研究者の金銭的な情報を学内の責任者に開示するものとする。
- ・ 学術論文の公表や口頭発表の際に金銭的な情報を併せて公開するものとする。

等の10項目を、共通のマネジメント方法として挙げている。また、大学関係団体のほか、政府資金を供与している機関においても、各大学の取組を促進するための方策が講じられている。例えば、NIH<sup>1</sup>（国立衛生院）、NSF<sup>2</sup>（全米科学財団）では連邦規則<sup>3</sup>により、大学への助成金交付の際の条件として、利益相反ポリシーを整備していること、研究者に対し金銭的利益の開示を要求していること等当該大学において一定の対応策がとられていることを求めている。

米国におけるこれらの取組は、関係者の間で長年積み重ねられてきた議論と経験の結果であり、我が国における対応策を議論する際の参考として有用であろう。米国の取組の特徴としては、①統一的なルールが存在せず、各大学のポリシーに委ねられている、②教職員の金銭的情報の大学への開示を重視する、③大学関係団体が包括的なガイドラインを作成している、といった点が挙げられる。

### ③ 我が国における状況

我が国においては、利益相反問題について議論の蓄積はまだ十分とは言えない。産学官連携の進展に伴い、関係者の間で問題の重要性が認識され始めてはいるが、利益相反の範囲やとるべき対応策について、大学関係者で共通理解が得られていると言いき難い。

一方、近年の産学官連携の機運の盛り上がりと関連施策の展開により、我が国における産学官連携活動は急速に拡大している。例えば平成9年以降国立大学教員の兼業規制の緩和により教員がコンサルティング兼業で報酬を得ることは日常化し、平成10年に制定された大学等技術移転促進法のもとで27のTLOが承認（平成14年11月1日現在）される等技術移転体制の整備も進み、教員が特許の実施料収入を得る事例も増加しつつある。また、平成12年の人事院規則の整備等により国立大学教員の役員等兼業が可能になって以降、役員等兼業件数は着実に増加し、現在取締役の兼業承認を受けている教員は80人を越えている（平成14年10月末現在）。

さらに、国立大学については、平成16年度に予定されている法人化以降、各大学や教職員の自由度が増すことが想定されており、法人化を契機として利益相反の課題が一層意識される可能性が高い。また、非公務員型になることにより、これまで国家公務員法や国家公務員倫理法等法令の下にあった服務関連の規定が、各大学の就業規則等に委ねられることになり、各大学がそれぞれの判断でルールを作成することが必要となる。

このように状況にもかかわらず、ほとんどの大学では、個々の事例として問題となりうるケースがあることを認識しているものの、利益相反への体系的な理解、取組は

<sup>1</sup> National Institutes of Health

<sup>2</sup> National Science Foundation

<sup>3</sup> 42 CFR Part 50, 45 CFR Part 94

ほとんどなされていないのが現状である。今後、産学官連携が一層活発になることが予想されている中、利益相反に関する対応方針の確立は各大学において早急に取り組むべき課題である。

## 2. 利益相反への対応に関する基本的な考え方

### (1) 大学が利益相反に取り組む目的

先に述べたように、利益相反への対応策を講ずることは、大学の本来の使命たる教育・研究に対する責務が全うされていることを担保し、大学のインテグリティを維持・確保するとともに、産学官連携の健全な推進を図るために必要不可欠なものである。

また、利益相反自体は直ちに法令上の違反行為に至るとは限らないが、利益相反を常に注視し適切に関与することにより、法令違反に至ることを事前に防止する効果もある。

我が国における産学官連携では、これまで個人としての「お付き合い型」が主流であり、利益相反についても個々のケースごとに個人の判断と責任に委ねられてきた。しかし、連携をより効果的に行うため、昭和 58 年度の共同研究制度の発足以降、国立大学における共同研究センターの整備開始、研究協力部課等の設置、平成 10 年の大学等技術移転促進法の制定による TLO の整備等、従来の個人ベースのお付き合い型の産学官連携から「契約やルールに基づく組織的な産学官連携」への転換が進められている。さらに、大学教員の特許についても、昭和 52 年の学術審議会答申を踏まえた昭和 53 年の通知<sup>1</sup>以来、個人有が原則とされてきたが、国立大学法人化を契機として原則組織帰属・管理とすることが検討されている。このような組織的な産学官連携の推進という施策の流れの中で、利益相反が産学官連携に伴い日常的に生ずる状況であることを踏まえれば、大学が組織として利益相反への対応策を講ずることが当然に求められるであろう。

大学が利益相反への対応策を講ずることは、大学が教職員個々人の産学官連携活動に適切に関与することにより、より深刻な事態に陥ることを未然に防止するという、組織としてのリスク管理の一局面でもある。

また、前述のように、これまでほとんどの場合教職員個人が利益相反に関する社会への説明責任を負ってきたが、このような状況が教職員にとって一種の負担となり、意欲ある教職員が産学官連携で十分に能力を発揮できない要因の一つとなっていたことも考えられる。このような教職員個人の責任と利益を大学が適切に分担することにより、教職員が安心して産学官連携に取り組める環境を整備するという観点からも、大学が利益相反に関する学内のルール、システムを整備することが重要である。

### (2) 教育上の責任の重要性

言うまでもなく、優れた人材の養成は大学の中核的責務であり、学生の教育に対す

---

<sup>1</sup> 学術審議会答申「大学教員等の発明に係る特許等の取扱いについて」（昭和 52 年 6 月 17 日）及び文部省学術国際局長・会計課長通知「国立大学等の教員等の発明に係る特許等の取扱いについて」（昭和 53 年 3 月 25 日付け文学術第 117 号）

る教職員の責任は極めて重要である。産学官連携活動に学生が関与することについては、現実の経済・社会が抱える課題を体得できる、ビジネスの現場での技術開発競争を体験できる、等の利点も多く認められるが、教職員が企業向けの活動を優先させることによって、教育の機会が狭められたり、学生の独自性と学問の探究が阻害される等、教育面で支障が生じないように、最大限の配慮を払う必要がある。

なお、学生の国立大学における法的位置づけについては、かつては特別権力関係論により大学に包括的支配権を認める見解もあったが、現在では学生と大学の間の在学契約に基づき当事者が互いの権利義務を負うという契約関係にあるとする見解が主流である。

従って、学生を産学官連携活動に関与させる場合には、教育指導の観点だけでなく、学生の教育を受ける権利の保障、学生が選択できる自由の確保、といった観点も併せて考慮する必要がある。

### (3) 対象者の範囲

利益相反を議論する際の対象者の範囲については、利益相反が大学のインテグリティの問題であることからすれば、大学のインテグリティを維持する上でその者に係る利益相反のマネジメントが必要かどうかという観点から、その範囲を決定することが適切である。

諸外国の例では、利益相反を主に教員（研究者）に由来する問題として捉えている大学が多い。我が国でも、基本的には「自分自身で研究費を獲得してくる研究の第一線にある教員（教授、助教授、講師、助手）」を対象とするが、大学の管理運営や産学官連携に関与するその他の大学職員（技術移転担当者等）についても同様の問題が生じうることに留意しておく必要がある。また、インテグリティ確保の観点から、ポストドクや大学院生に係る利益相反によっても、場合によってはマネジメントの対象とする場合がありうると考えられる。

加えて、国立大学では、法人化に当たり「非公務員型」が採用されることによって、より柔軟で弾力的な雇用形態が認められ、「教員」「事務職員」「技術職員」という伝統的な区分けが相対化していく可能性もあることに留意する必要がある。特に、産学官連携の分野では、各大学の人事戦略に基づいて、専門的知識・技能等を重視した人材配置が期待されており、その場合には、これらの職員も対象に含まれうる。

### (4) どのようなアプローチをとるか

利益相反への対応策としては、まず、「望ましくない行為を列挙して予め禁止する」という、行為規範的アプローチが考えられる。（国家公務員倫理法における利害関係者との禁止行為の規定と同様の考え方）

しかし、「してはいけない」行為を列挙することは、産学官連携自体にマイナスのイメージをもたらす産学官連携を阻害しかねず、産学官連携の健全な推進、という利益

相反対の基本的な目的に反する結果となる。また、同一の行為であっても、異なる状況や大学ごとの事情により、多様なマネジメントが可能であろう。

従って、産学官連携を阻害しないためには、「個別事例に応じて多様な解決方法を提案・実施するために、一定の手続・体制を整備する」という考え方、すなわちマネジメント・システムの構築というアプローチが有効である。

もっとも、マネジメントの円滑な実施を図るためには、いかなる事例が利益相反であり適切な対処が必要とされるのかを教職員に理解してもらうよう、利益相反の具体的な事例をいくつか示すことも必要である。<sup>1</sup>

また、マネジメント・システムの構築に当たっては、社会的な利益が期待できるにもかかわらず不適当な状況に至るおそれがある場合に、それをやみくもに回避することを主眼におくのではなく、社会や大学そして教職員の正当な利益配分を管理しつつ、関連情報を学内でできる限り開示することにより透明性を確保し、ひいては国民の疑惑を生じさせないようにするという観点を重視する必要がある。このように学内での透明性を高めておけば、利益相反に関する関係者の意識も向上し、不当なバイアスの介入を事前に予防することにも資すると考えられる。

なお、利益相反は、大学のインテグリティ確保の観点から教職員の有する金銭的利益にかかる情報の開示等を通じて学内の透明性を高めておくことは重要であるが、必ずしもすべての場合に産学官連携活動等を制限するような対処が求められるものではなく、インテグリティ確保の必要性がより高いと思われる場合に限り一定の対処が必要なものと考えられる。そして、どのような場合に対処が必要かという点については、各大学の教育・研究や産学官連携に関するポリシーに照らし判断されるものである。

#### (5) 個人としての利益相反に関するマネジメント・システムの枠組み

本報告書では、特に個人としての利益相反に対するマネジメント・システムの枠組みについて議論を行った。具体的には、(4)で述べたようなアプローチに従って、以下のようなものが適当と思われる(具体的には3.参照)。

---

<sup>1</sup> 本報告書の別添に具体的な事例を例示したが、各大学においてさらに事例研究を行うことが期待される。